

令和8年度 広島市中学校サッカー選手権大会 要項

- 1 主催 広島市教育委員会 広島市中学校体育連盟
- 2 主管 広島市中学校体育連盟サッカー専門委員会
- 3 会期 【ブロック大会】・・・令和8年4月25日(土)～令和8年5月24日(日) 予備日含む
【市大会】・・・令和8年5月30日(土)～令和8年6月21日(日) 予備日含む
- 4 会場 【ブロック大会】 市内各中学校・沼田運動広場・戸坂運動広場
【市大会】 市内各中学校・内外工業いくえい会観音新町運動広場(全面) (1回戦) 5/30 5/31(8:00～17:00)
市内各中学校・戸坂運動広場 (2回戦) 6/6(8:00～17:00)
ホットスタッフフィールド広島・補助競技場 (3回戦) 6/13(8:00～14:00)
ホットスタッフフィールド広島・補助競技場 (準決、5・6位決定戦) 6/14(8:00～14:00)
市内各中学校 (決勝) 6/20(8:00～14:00)
市内各中学校 (予備日) 6/21(8:00～14:00)
- 戸坂運動広場(〒732-0012 東区戸坂新町三丁目1-1916)
沼田運動広場(〒731-3163 安佐南区伴北四丁目3987-1)
内外工業いくえい会観音新町運動広場(〒731-0036 西区観音新町四丁目2874-69)
ホットスタッフフィールド広島(〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)
サンフレッチェビレッジ広島第一球技場(〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)
広島広域公園補助競技場(〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)

- 5 参加資格 (1) 広島市中学校体育連盟に加盟する中学校の生徒で、学校長が参加を認めた者。
(2) 年齢は平成23年4月2日以降に生まれた者に限る。
(3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年の4月30日までに広島市中学校体育連盟に申し出ること。
(4) 参加資格の特例
- ◎学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ◎地域クラブ活動に所属する中学生
 - ①地域クラブ活動に所属し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
- 1) 広島市中学校選手権大会の参加を認める条件
- ア 広島市中学校体育連盟の長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
 - ウ 広島市下の中学校及び学校教育法第134条(1条校以外)に在籍している生徒であること。
 - エ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - オ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月文部科学省)を遵守していること。
 - カ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で広島県中学校体育連盟に認定されていること。
 - キ 各郡市または各地区における予選となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - ク 地域クラブ活動で広島市中学校選手権大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様とする。
 - ケ 冬季種目(駅伝、スキー、スケート)への出場を希望する者は、夏季種目とは別に登録することができる。
 - コ 地域クラブ活動における5月2日以降の登録選手の追加は原則認めない。ただし、一家転居を事由とする場合のみ1)クに係わらず選手の追加登録を認める。
- 2) 広島市中学校選手権大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 広島市中学校選手権大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 広島市中学校選手権大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。
- 3) 参加を認めない場合

- ア 広島市中学校選手権大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- イ 在籍生徒が県をまたぐことを原則認めない。

※ ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別に認める。

- ・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。
- ・中国ブロック内の隣接する県である場合。
- ・県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。

4) 専門委員会参加規程細則

中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」（サッカー）（令和7年12月公益財団法人日本中学校体育連盟発出）に準ずる。

(5) 引率・監督について

- ア 引率・監督は当該校（チーム）の校長・教員・部活動指導員※・地域クラブ活動の代表（指導者）とする。（※部活動指導員とは学校教育法施行規則第78条の2に示されている者とする。）
- イ 学校運動部活動からの参加は、外部指導者をおくことができる。外部指導者は、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者確認書（校長承認願）」を提出する。ただし、当該校以外の校長・教職員（一貫校および同一敷地内の系列校を除く小・中・高・高等専門学校を除く）は、外部指導者になれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。
- ウ 学校運動部活動からの参加で、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、校長が適切であると承認した外部指導者に引率及び監督の資格を認める。その際、「外部指導者確認書（校長承認願）」に必要事項を記載すること。

- (6) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・外部指導者・トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していないものであることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(7) 大会参加チームの特例

- ① 複数校合同チームを編成して大会に参加する場合は、事前に広島市中学校体育連盟会長に申請し参加を認められていること。
 - ② 合同チームとは、学校の部活動として日常的に活動している複数（校数制限なし）の中学校でつくる一つのチームで、広島市中学校体育連盟の大会参加チーム特例編成規程を遵守すること。
 - ③ 当該校の校長より申請され、広島市中学校体育連盟会長が参加を認めた地域のスポーツ指導者には監督の資格を認める。
- (8) 広島市中学校体育連盟拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。
 - (9) 重複出場の条件を満たしていること。

6 競技規則

- (1) 2025/26年（公財）日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- (2) 2026年度広島市中学校体育連盟サッカー専門委員会申し合わせ事項に従う。
- (3) 大会登録（参加申込）は、監督1名、引率者1名、コーチ1名、選手20名までとする。選手予備登録及び選手登録変更は、市大会1試合目に所定の選手予備登録届を本部に提出することをもって認める。
- (4) 各試合のメンバー登録は、大会登録（参加申込）した選手から最大20名までその試合のメンバー登録をすることができ、先発選手、交代要員（最大9名）を記載した所定のメンバー表を試合前に本部に提出する。
- (5) 各試合ベンチに入れる人数は、メンバー表に記載した、登録スタッフ（監督、引率者、コーチ）、選手20名とする。登録スタッフについては、3名以上でも可。ただし、メンバー表に記載をすること。
- (6) 交代に関しては、メンバー表に記載した最大9名の交代要員から7名までの交代が認められる。（交代して退いた選手は、その試合に再び出場することはできない。）また、交代の手続きは、サッカー競技規則第3条に則して行う。
- (7) 大会中、警告を2度受けた選手は、次の1試合に出場することはできない。ただし、警告の累積はブロック大会と市大会の2つに分ける。
- (8) 大会中、退場処分を受けた選手の出場停止処分は、審判委員長を中心とした本部役員会で協議し決する。ただし、ブロック大会最終戦での一発退場（レッドカード）による出場停止は、市大会へ持ち越す。また、市大会最終戦での一発退場（レッドカード）による出場停止も県大会に持ち越す。

7 競技方法

- (1) ブロック大会を行い、市大会は、各ブロックで選抜された32チームによるトーナメント戦方式。
- (2) 試合時間
 - ① ブロック大会は、60分（インターバル10分）。延長戦なし。

②市大会1、2回戦は60分（インターバル10分）、延長戦なし。勝敗が決定しない場合は、PK戦により勝敗を決定する。市大会3回戦以降は60分（インターバル10分）、勝敗が決定しない場合は延長戦を20分、さらに決定しない場合は、PK戦により勝敗を決定する。

③市大会の試合開始時刻は、原則①9:30 ②11:15 ③13:00 ④14:45とする。

(3) 3位決定戦、5位決定戦は行わず、本部立ち合いのもとでの抽選で3、4位と5、6位を決定する。

(3、4位についての表彰はどちらも3位)

8 試合球 (公財) 日本サッカー協会公認の5号球とする。

9 申込規程 出場する各チームは、大会参加申込書に必要事項を記入し、令和8年4月17日(金)全体監督会議へ持参すること。複数校合同チームで出場する場合は、全体監督会議より前に広島市中体連事務局へ申請書のPDFデータをメールで送付し、承認を得ること。

10 大会負担金 登録選手(生徒のマネージャーは含む)1人につき100円とし、ブロック大会で徴収する。(納入書は必要なし)

11 監督会議 (1) 全体監督会議(全体総会) 令和8年4月17日(金)14:30~
サンフレッチェビレッジ広島第一球技場 会議室1・2 (〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)
※ブロック監督会議・・・全体監督会議後、同会場で行う。

(2) 市大会監督会議 令和8年5月25日(月)15:00~
ホットスタッフフィールド広島 競技運営室 (〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)
※市大会への出場チーム責任者と各ブロックの総務、本部役員は必ず出席すること。

大会運営会議 令和8年5月25日(月)15:45~ (市大会監督会議後)
ホットスタッフフィールド広島 競技運営室 (〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)
※市大会への出場に関わらず、広島市中体連所属のサッカー部の指導者全ての方が対象です。

(3) 本部役員会議 令和8年9月1日(火)14:30~
ホットスタッフフィールド広島 会議室2 (〒731-3162 安佐南区大塚西五丁目1-1)

12 抽選要領 (1) 令和7年度新人大会市大会の結果より、上位チームから抽選を行い、A~Pブロックを決定する。
(2) 市大会の抽選では、各ブロック1位から順に行う。なお、新人戦でベスト8以上のチームがブロックを1位で通過した場合のみ、シード枠を与える。
(3) 各ブロックの2位のチームは1位のチームと逆のゾーンで抽選する。

13 表彰 (1) ブロック大会は、各リーグ1位に賞状を授与する。
(2) 市大会は、3位までを表彰し、1位には優勝杯・賞状・個人賞状を授与する。
2・3位には賞状を授与する。

14 その他 (1) 市大会上位6チームは、広島県中学校サッカー選手権大会に出場する権利を得る。
(2) ユニフォームについて
①試合会場には、ユニフォームを2着必ず用意すること(ゴールキーパーも同様)。
「2着」とは、シャツ・ショーツ・ソックスともすべて、違う色にするということである。
※ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、広島市中体連サッカー専門委員会の承認を得た場合、主たる色が同系色であれば着用することができる。
②ユニフォーム(GKユニフォームを含む)のうちシャツの色彩は、審判員の黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
③背番号は1~99までとする。シャツの胸番号はつけることが望ましい。(県大会以上は胸番号必要)
④ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
⑤アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
⑥アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
⑦各チームは必ず単色のアームバンドを着用したキャプテンをフィールドに置くこと。
(3) 事前に会場校に連絡をとり、校内に入れる時間を確認すること。また、マイクロバス、大型バス等を利用する場合も事前に会場校に連絡し、指示に従うこと。
(4) 会場においては、会場責任者の指示に従うとともに、会場を常に清浄に保ち、会場全体を汚さないこと。終了後は、ベンチ・更衣場所の清掃、片付けを行い、ゴミは必ず持ち帰ること。
(5) 会場での生徒指導は、行き帰りも含めて、市中体連の申し合わせ事項を守るように徹底すること。
(6) 保護者の応援マナー(審判に対するクレーム)、車の乗り入れ、たばこの吸い殻、その他のごみ処理、差し入

れのベンチ持ち込み等、各チームで保護者への指導を徹底すること。

- (7) 個人情報のうち、大会運営上必要である選手名、学年、所属、(競技の特性上必要なもの)について公開します。また、報道機関に記録の提供を求められた際には記録の提供をします。参加チームにあっては、その旨を承諾のうえ参加申込みを行うこと。
- (8) 感染症の防止対策については、監督会議にて周知する。